

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者様の負担軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。

後発医薬品の採用については、品質・安全性等の情報を収集し評価しています。

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは
先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分をもつ医薬品のことです。先発医薬品に比べ、開発費用が少ないため安価で医療費を少なくすることができます。
- ・バイオ後続品とは
国内で承認されている、遺伝子組み換えや細胞培養技術を用いて製造したタンパク質由来のバイオ医療品の特許が切れた後に販売される、先発品と同等の品質・有効性・安全性を有する医薬品です。

後発医薬品およびバイオ後続品についてご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

2026年2月
医療法人社団 創造会
平和台病院